

重要事項説明書(eneco)

本書では、当社がお客さまに電気と合わせて販売する「eneco」を概説します。詳しくは料金定義書をご確認願います。

1. お申し込み方法

低圧需要の場合、電気供給申込書兼契約書のご提出または当社ホームページのマイページ内「契約情報一覧」のeneco お申し込みフォームよりお申し込みいただくことができます。高圧需要の場合、電力供給に関する申込書兼電気料金定義書のご提出によりお申し込みいただくことができます。

2. 適用開始の予定年月日

前項の申込フォームによるお申し込みの完了または書面の提出後、所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

適用期間の終期は、特に定めのないものとします。

3. 契約オプション

電気料金種別定義書、電気供給契約申込書兼契約書(低圧需要用)または電力供給に関する申込書兼電気料金定義書(高圧需要用)に記載の通りとなります。

4. 提供条件

- (1) 原則として、本機能の実現に用いる非化石証書創出元である発電所の産地は指定できないものとします。また、電源種別は原則として、太陽光とします。なお、トラッキングをご希望の場合、トラッキング付 FIT 非化石証書及びトラッキング付非 FIT 非化石証書を用います。
- (2) eneco にて提供される再生可能エネルギー使用量及び CO₂ 排出量はマイページで参照できる「実績記録書」(以下、「実績記録書」といいます。)にて報告するものとし、当社が取得した非化石証書の開示は行わないものとします。なお、発電所名称、所在地に関しては原則として、開示しないものとします。
- (3) 「実績記録書」に発電所名称、所在地等が記載される場合、当該発電所名称等の第三者への開示は発電事業者の合意の元、開示するものとします。
- (4) 非化石証書の調達が可能だった場合、再エネ由来の J クレジットをお客様の口座へ移転又は代理無効化することにより、お客様が受電した電気に対して、eneco の機能を満たすものとします。
※代理無効化:「無効化」とは購入したクレジットが再販売・再使用されることを防ぐために、クレジットを無効にすることをいいます。この手続きを当社が代理で行います。

5. 料金単価

前項に記載の各種書面にに基づき算出された料金単価を、契約開始月が含まれる年度末(年度は 4 月に開始し、翌年 3 月末までをいいます)まで適用し、翌年度の 4 月に翌年度に適用される料金単価へ更新されるものとしします。

但し、別段の合意により、契約開始月に適用される料金単価を契約開始月を含む年度の翌年度末まで固定すると定めた場合はその限りではないものとしします。

なお、翌年度に適用される料金単価は毎年 12 月に電磁的方法にて通知します。

6. お支払い方法

電気供給契約の支払方法に準じます。

7. eneco の適用廃止日

- (1) 電気供給契約が終了または解約となった場合、eneco は電気供給契約の終了日または解約日の前日まで適用されます。
- (2) お客様から当社のコンタクトセンターへ適用終了のお申し出があった場合、その提出日から所定の手続きを完了した月の検針日と翌月の検針日のいずれか早い日から適用されなくなります。

8. 電源構成及び再生可能エネルギー比率

当社が提供する「eneco」は、供給する電気に再生可能エネルギー指定の非化石証書や J-クレジットを組み合わせることで再生可能エネルギー電気の供給を実質的に実現します。

9. その他

- (1) eneco のオプション変更をご希望の場合、担当営業へお申し出いただくか、末尾記載の連絡先を通じてお申出ください。
- (2) eneco のオプション変更は四半期毎での変更が可能です(請求月 1 月、4 月、7 月または 10 月より変更後の単価が適用されます)。変更をご希望の際はその前月までにお申し出ください。

小売電気事業者:株式会社 Loop

(小売事業者登録番号:A0021)

Loop でんきコンタクトセンター

【低圧】TEL:0120-707-454(年中無休 9:00~20:00)

【高圧】TEL:0120-606-861(平日 9:30~17:30)

【お問い合わせ URL(低圧・高圧共通)】共通

https://loop-denki.com/all_contact/